

所管部課	教育部 中央図書館		部長	田口 茂夫	
件名	東大和市立図書館条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要 旨					
<p>令和4年度から実施している東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館の指定管理者による運営においては、東大和市立図書館条例が定める開館日・開館時間を上回る開館時間の提案があり、その提案に基づき、現在2つの地区館の運営を行っている。</p> <p>令和9年度からの次期指定管理者選定を令和8年度中に行うため、条例の定める地区館の開館時間を現在の開館時間に合わせ、次期指定管理者による運営における開館時間が、現行を下回ることのないよう、条例を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点 別表第2（第4条関係）に規定する地区館の開館時間について、桜が丘図書館・清原図書館とも、火曜日から金曜日まで（祝日を除く）について午前10時から午後7時までとする。</p> <p>(2) 施行日 令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 次期指定管理においても、現行の開館時間を確保し、サービスを担保することが可能となる。</p>					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）					
<p>(1) 総務課法規係において、事前審査済み。</p> <p>(2) 令和8年1月22日開催の教育委員会定例会において審議、了承済み。</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
令和8年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。					
5. 審議結果					
決定					